

毎週火・金曜日発行(当日が休日になるときは、休日の翌日)

福 島 県 報

目 次

規 則

○福島県身体障害者福祉法施行細則の一部を改正する規則 二六

○指定金融機関等の名称、位置並びに収納及び支払の事務の取扱範囲を定める規則の一部を改正する規則 二六

告 示

○大規模小売店舗の新設の届出について意見があった件 二七

○地籍調査の成果について認証した件 二七

○都市計画事業の事業計画の変更を認可した件 二七

公 告

規 則

福島県身体障害者福祉法施行細則の一部を改正する規則及び指定金融機関等の名称、位置並びに収納及び支払の事務の取扱範囲を定める規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十一年二月二十七日

福島県知事 佐藤 雄平

○特定非営利活動法人の設立の認証の申請があった件 二七

○産業廃棄物処理施設等設置等事業計画書の提出があったので公告する件 二六

○産業廃棄物処理施設等設置事前協議書の提出があったので公告する件 二六

○市街地再開発組合の解散を認可した件 二六

福 島 県 警 察 本 部

○一般競争入札を行う件七件 二六

○口頭により開示請求を行うことができる個人情報に関する件の一部を改正する件 二五

福 島 県 人 事 委 員 会

○口頭により開示請求を行うことができる個人情報に関する件の一部を改正する件 二五

福 島 県 規 則 第 七 号

福島県身体障害者福祉法施行細則の一部を改正する規則
 福島県身体障害者福祉法施行細則(平成四年福島県規則第五号)の一部を次のように改正する。

様式第五号中 「フリガナ」を「漢字」に改める。

住 所 _____ 住 所 _____

附 則

- この規則は、公布の日から施行する。
- この規則の施行の際現に提出されている改正前の福島県身体障害者福祉法施行細則(以下「改正前の規則」という。)様式第五号による身体障害者手帳交付等申請(届)書は、改正後の福島県身体障害者福祉法施行細則様式第五号による身体障害者手帳交付等申請(届)書とみなす。
- この規則の施行の際現に作成されている改正前の規則様式第五号による用紙は、所要の調整をして使用することができる。(障がい福祉課)

福 島 県 規 則 第 八 号

指定金融機関等の名称、位置並びに収納及び支払の事務の取扱範囲を定める規則の一部を改正する規則

指定金融機関等の名称、位置並びに収納及び支払の事務の取扱範囲を定める規則(昭和三十九年福島県規則第三十七号)の一部を次のように改正する。

別表第二福島県信用金庫の項中、「あづま支店」を削り、同表みちのく安達農業協同組合の項中「岳下支店、塩沢支店、杉田支店、石井支店、大平支店」を「二本松支店」に改め、「青田支店、荒井支店、岩根支店」を削り、同表郡山市農業協同組合の項中「高瀬支店」、「谷田川支店」、「高野支店」、「三和支店」及び「安子島支店、丸守支店」を削り、同表たむら農業協同組合の項中「浮金出張所」を削る。

附 則

この規則は、平成二十一年三月三十日から施行する。ただし、別表第二福島県信用金庫の項の改正規定は同月九日から、同表みちのく安達農業協同組合の項の改正規定は同月十六日から施行する。(出納総務課)

告 示

福島県告示第百十六号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号。以下「法」という。）第八条第一項の規定により聴取した意見の概要は、次のとおりである。なお、当該意見を平成二十一年二月二十七日から同年三月二十七日まで福島県商工労働部産業振興総室商業まちづくり課、福島県北地方振興局企画商工部地域づくり・商工労政課及び福島市総務部情報管理課市民情報室に備え置いて縦覧に供する。
平成二十一年二月二十七日

福島県知事 佐藤 雄 平

- 一 意見の対象となった大規模小売店舗の名称及び所在地
ヨークベニマル太平寺店 福島市太平寺字附屋敷四十九番ほか
- 二 法第八条第一項の規定により福島市から聴取した意見の概要
 - 1 廃棄物の発生抑制に努め、再資源化できるもの（古紙類（ダンボール、新聞紙、雑誌、紙パック、その他の紙等）、びん類、缶類）については、再資源化ルートを利用し、極力再生利用を行うこと。
 - また、事業活動に伴って発生した廃棄物については、事業者の責任において適正に処理し、廃棄物の保管・運搬にあつては、飛散防止などの周辺環境の保全に努め、苦情等の問題が発生した場合は早急かつ誠意ある対応を行うこと。
 - 2 廃棄物の収集運搬・処理を委託する場合は、廃棄物の種類（産業廃棄物（事業活動に伴って生じた廃プラスチック類・金属くず・ガラスくず）、事業系一般廃棄物（など））ごとに、それぞれの許可を受けた業者へ委託し適正に処理すること。
 - 3 当該地区は、工業地域であり、騒音規制法・振動規制法・市公害防止対策条例による規制対象地域であるため、当該法規制もしくは条例による規制の対象となる特定施設、指定施設の設置の際には設置工事三十日前までに届出を提出すること。
 - なお、工業地域とはいえ周辺には住居が密集しているので冷凍機・空調関係の室外機の設置場所については充分検討すること。搬入出車輛による深夜早朝の騒音については、特に隣接する地域住民に対して充分な説明をし、理解を得るとともに充分な対策を講ずること。
 - さらに、騒音振動を含めその他の公害苦情発生の折には、誠意ある対応を行うこと。
 - 4 各出入口について、敷地内に歩行者専用通路はあるものの、特に混雑が予想される場合には、歩行者、自転車等の事故防止のため、交通誘導員等を配置し、安全管理に努めること。
 - 5 市道附屋敷・堰ノ上線については、店舗敷地西側部分より北方面は道幅が狭隘なため、混雑が予想される場合には、交通渋滞や事故が危惧されるので、当該市道の通行量を増加させないための迂回看板の設置やチラシ配布、交通誘導員の配置を行うこと。

（商業まちづくり課）

福島県告示第百十七号

国土調査法（昭和二十六年法律第八十号）第十九条第二項の規定により、河沼郡会津坂下町の地域内における地籍調査の成果について、次のとおり認証した。
平成二十一年二月二十七日
福島県知事 佐藤 雄 平

- 一 調査を行った者の名称
会津坂下町
- 二 成果の名称
河沼郡会津坂下町大字船杉の一部の地域に係る地籍図及び地籍簿
（農村計画課）

福島県告示第百十八号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、都市計画法に係る事業計画の変更について、次のとおり認可した。
平成二十一年二月二十七日
福島県知事 佐藤 雄 平

- 一 施行者の名称 伊達市
- 二 都市計画事業の種類及び名称 県北都市計画下水道事業（伊達市公共下水道）
- 三 事業認可の年月日 昭和六十三年八月十六日
- 四 事業施行期間 昭和六十三年八月十六日から平成二十四年三月三十一日まで
- 五 事業地
取用の部分
都市計画事業の事業計画の変更を認可した件（平成十五年福島県告示第百二十一号）の事業地に伊達市細谷、沢田、六角、籠田、柳内、鶴田、上台及び高田の各一部の区域を加える。
同事業地のうち伊達市馬場口及び北後地内において各一部の区域を全部の区域に改める。
同事業地のうち伊達市杵形、千供田及び鶴巻の各一部の区域を変更する。

使用の部分

都市計画事業の事業計画の変更を認可した件（平成十五年福島県告示第百四十五号及び平成十七年福島県告示第百四号）の事業地のうち伊達市保原町字栄町、字久保、字元木及び字元町地内において各一部の区域を全部の区域に改める。
同事業地のうち伊達市保原町大泉字道城場並びに梁川町粟野字前、字堀切及び字広内並びに柳田字町尻の各一部の区域を変更する。
（下水道課）

公 告

公告第九十七号

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第十条第一項の規定による特定非営利活動法人の設立の認証の申請があったので、次のとおり公告する。
 平成二十一年二月二十七日

福島県知事 佐藤 雄 平

- 一 申請のあった年月日
平成二十一年二月九日
- 二 名称
特定非営利活動法人会津マンガ文化研究会
- 三 代表者の氏名
佐久間 庄司
- 四 主たる事務所の所在地
福島県会津若松市和田二丁目一番二十八号
- 五 定款に記載された目的
この法人は、会津地域住民および観光目的で会津を訪れる交流者に対して、日本が誇るマンガ文化・技術を活用した地域・歴史情報の提供事業等を行うことで、年齢・性別・言語を問わず、誰にでも理解し易い地域社会づくりに寄与することを目的とする。

（文化振興課）

公告第九十八号

福島県産業廃棄物処理指導要綱（平成二年福島県告示第三百三十八号）第八条第一項の規定に基づく産業廃棄物処理施設等設置等事業計画書の提出があったので、同条第五項の規定により、次のとおり公告する。
 平成二十一年二月二十七日

福島県知事 佐藤 雄 平

- 一 設置等予定者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
株式会社エフアイティフロンティア 代表取締役 増田 実夫
- 二 産業廃棄物処理施設等の設置等予定地区
福島県伊達市保原町字東野崎一三五番地
- 三 産業廃棄物処理施設等の種類
産業廃棄物指定処理施設（廃プラスチック類の破碎施設） 二基
産業廃棄物指定処理施設（廃プラスチック類の溶融・破碎施設） 一基
産業廃棄物指定処理施設（廃プラスチック類の破碎・溶融施設） 一基
産業廃棄物指定処理施設（産業廃棄物の圧縮施設） 一基
- 四 産業廃棄物処理施設等の処理能力
廃プラスチック類の破碎施設 一・九二トン毎日（八時間）
廃プラスチック類の溶融・破碎施設 〇・二四トン毎日（八時間）
廃プラスチック類の破碎・溶融施設 一・六トン毎日（八時間）

産業廃棄物の圧縮施設 四・三二トン毎日（八時間）

（産業廃棄物課）

公告第九十九号

福島県産業廃棄物処理指導要綱（平成二年福島県告示第三百三十八号）第十条第一項の規定に基づく産業廃棄物処理施設等設置事前協議書の提出があったので、同条第六項の規定により、次のとおり公告する。
 平成二十一年二月二十七日

福島県知事 佐藤 雄 平

- 一 設置等予定者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
入谷建設工業株式会社 代表取締役 入谷 雄司
- 二 産業廃棄物処理施設等の設置等予定地区
福島県河沼郡会津坂下町字沢ノ目一七一七番地
- 三 産業廃棄物処理施設等の種類
がれき類の破碎施設
- 四 産業廃棄物処理施設等の処理能力
三二〇トン毎日（八時間）

（産業廃棄物課）

公告第一百号

都市再開発法（昭和四十四年法律第三十八号）第四十五条第四項の規定により、市街地再開発組合の解散を次のとおり認可した。
 平成二十一年二月二十七日

福島県知事 佐藤 雄 平

- 一 組合の名称 いわき駅前地区市街地再開発組合
- 二 事務所の所在地 いわき市平字四丁目十一番地
- 三 解散の理由 事業の完成
- 四 設立認可の年月日 平成十五年十一月二十五日
- 五 解散認可の年月日 平成二十一年二月二十三日

（まちづくり推進課）

福島県警察本部

福島県警察本部公告第6号

交通管制センター設備保守業務の委託について、次のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「施行令」という。）第167条の6第1項及び福島県財務規則（昭和39年福島県規則第17号。以下「財務規則」という。）第246

条第1項の規定により公告する。

平成21年2月27日

福島県警察本部長 久保潤 二

- 1 入札に付する事項
 - (1) 件名及び数量 交通管制センター設備保守業務 一式
 - (2) 委託業務の仕様等 入札説明書及び交通管制センター設備保守要領 (以下「保守要領」という。)による。
 - (3) 履行期間 平成21年4月1日から平成22年3月31日まで
 - (4) 履行場所 入札説明書及び保守要領による。
- 2 入札に参加する者に必要な資格に関する事項

次に掲げる条件をすべて満足している者であり、かつ、当該入札に参加する者に必要な資格の確認を受けた者であること。

 - (1) 施行令第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。
 - (2) この公告の日から入札の日までの間に福島県から入札参加資格制限措置又は指名停止を受けていない者であること。
 - (3) 保守要領と同種の業務の履行実績又は交通管制システムに係る工事の履行実績があり、かつ、保守要領に合致した業務を確実に履行できる者であること。
- 3 入札に参加する者に必要な資格の確認

入札に参加を希望する者は、所定の一般競争入札参加資格確認申請書に、2の(3)に掲げる事項について証明できる書類を添付して、平成21年3月11日(水)午後5時までに次に掲げる場所に提出し、当該入札に参加する者に必要な資格の確認を受けること。

郵便番号960-8686 福島県福島市杉妻町2番16号
 福島県警察本部警務部会計課入札係
 電話024-522-2151
- 4 契約条項を示す場所等
 - (1) 契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問い合わせ先 3に掲げる場所に同じ。
 - (2) 入札及び開札の日時及び場所 平成21年3月24日(火)午前10時 福島県警察本部入札室(福島県福島市杉妻町5番75号)
 - (3) その他 郵便による入札は、認めない。
- 5 入札保証金及び契約保証金
 - (1) 入札保証金 入札に参加を希望する者は、入札金額の100分の3以上の額の入札保証金を納付しなければならない。ただし、財務規則第249条第1項各号のいずれかに該当する場合においては、入札保証金の全部又は一部の納付を免除する。
 - (2) 契約保証金 落札者は、契約金額の100分の5以上の額の契約保証金を納付しなければならない。ただし、財務規則第229条第1項各号のいずれかに該当する場合においては、契約保証金の全部又は一部の納付を免除する。
- 6 入札の無効

2の入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札及び入札説明書において示す入札に関する条件等に違反した入札は、無効とする。

7 入札の効力

本件入札は、その契約に係る予算が可決され、平成21年4月1日以降で予算の執行が可能となったときに、入札の効力が生じる。

8 その他

- (1) 入札方法 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
- (2) 落札者の決定方法 予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。
- (3) 契約書作成の要否 要
- (4) その他 詳細は、入札説明書による。

(会 計 課)

福島県警察本部公告第7号

パーキング・メーターの管理等事務及び手数料収納事務に係る委託について、次のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号。以下「施行令」という。)第167条の6第1項及び福島県財務規則(昭和39年福島県規則第17号。以下「財務規則」という。)第246条第1項の規定により公告する。

平成21年2月27日

福島県警察本部長 久保潤 二

- 1 入札に付する事項
 - (1) 件名及び数量 パーキング・メーターの管理等事務及び手数料収納事務 一式
 - (2) 委託業務の仕様等 入札説明書及び実施要領による。
 - (3) 履行期間 平成21年4月1日から平成22年3月31日まで
 - (4) 履行場所 福島県警察本部長が指定する場所
- 2 入札に参加する者に必要な資格に関する事項

次に掲げる条件をすべて満足している者であり、かつ、当該入札に参加する者に必要な資格の確認を受けた者であること。

 - (1) 施行令第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。
 - (2) この公告の日から入札の日までの間に福島県から入札参加資格制限措置又は指名停止を受けていない者であること。
 - (3) 会社更生法(平成14年法律第154号)の規定による更生手続開始の申立てをしていない者若しくは申立てがなされ、又は民事再生法(平成11年法律第225号)の規定による民事再生手続開始の申立てをしていない者若しくは申立てがなされ、又は民事再生手続開始の決定を受けた後に、入札に参加することに支障がある者については、当該手続開始の決定を受けた後に、入札に参加することに支障がある者

ないと認められる者であること。

(4) 現に法人税、法人事業税、法人県民税、自動車税、消費税及び地方消費税並びに社会保険料を滞納していない者であること。

(5) 純資産1,000万円以上の株式会社若しくは正味財産1,000万円以上の法人又はこれらに準ずる者であること。

(6) 法人の設立の日から当該入札の日まで3年を経過している者であること。

(7) 福島県内に事業所を有する者であること。

(8) 実施要領に定める業務内容を公正かつ的確に遂行し得る者であること。

3 入札に参加する者に必要な資格の確認

入札に参加を希望する者は、所定の一般競争入札参加資格確認申請書に、2の(4)から(7)までに掲げる事項について証明できる書類を添付して、平成21年3月13日(金)午後5時までに次に掲げる場所に提出し、当該入札に参加する者に必要な資格の確認を受けること。

郵便番号960-8686 福島県福島市杉妻町2番16号

福島県警察本部警務部会計課入札係

電話024-522-2151

4 契約条項を示す場所等

(1) 契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問い合わせ先 3に掲げる場所に同じ。

(2) 入札説明会の日時及び場所 平成21年3月5日(木) 午後1時30分 福島県警察本部入札室(福島県福島市杉妻町5番75号)

(3) 入札及び開札の日時及び場所 平成21年3月24日(火) 午後4時30分 (2)に掲げる場所に同じ。

(4) その他 郵便による入札は、認めない。

5 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金 入札に参加を希望する者は、入札金額の100分の3以上の額の入札保証金を納付しなければならない。ただし、財務規則第249条第1項各号のいずれかに該当する場合においては、入札保証金の全部又は一部の納付を免除する。

(2) 契約保証金 落札者は、契約金額の100分の5以上の額の契約保証金を納付しなければならない。ただし、財務規則第229条第1項各号のいずれかに該当する場において、契約保証金の全部又は一部の納付を免除する。

6 入札の無効

2の入札に参加する者に必要な資格のない者とした入札及び入札説明書において示す入札に関する条件等に違反した入札は、無効とする。

7 入札の効力

本件入札は、その契約に係る予算が可決され、平成21年4月1日以降で予算の執行が可能となったときに、入札の効力が生じる。

8 その他

(1) 入札方法 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分

の5に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

(2) 落札者の決定方法 予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(3) 契約書作成の要否 要

(4) その他 詳細は、入札説明書による。

(会 計 課)

福島県警察本部公告第8号

自動車保管場所現地調査業務の委託について、次のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号。以下「施行令」という。)第167条の6第1項及び福島県財務規則(昭和39年福島県規則第17号。以下「財務規則」という。)第246条第1項の規定により公告する。

平成21年2月27日

福島県警察本部長 久 保 潤 二

1 入札に付する事項

(1) 件名及び予定数量 自動車保管場所現地調査業務 125,520件

(2) 委託業務の仕様等 入札説明書及び仕様書による。

(3) 履行期間 平成21年4月1日から平成22年3月31日まで

(4) 履行場所 福島県の全域

2 入札に参加する者に必要な資格に関する事項

次に掲げる条件をすべて満足している者であり、かつ、当該入札に参加する者に必要な資格の確認を受けた者であること。

(1) 施行令第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。

(2) この公告の日から入札の日までの間に福島県から入札参加資格制限措置又は指名停止を受けていない者であること。

(3) 会社更生法(平成14年法律第154号)の規定による更生手続開始の申立てをしていない者若しくは申立てがなされている者又は民事再生法(平成11年法律第225号)の規定による民事再生手続開始の申立てをしていない者若しくは申立てがなされている者において、当該手続開始の決定を受けた後に、入札に参加することに支障がないと認められる者であること。

(4) 現に法人税、法人事業税、法人県民税、自動車税、消費税及び地方消費税並びに社会保険料を滞納していない者であること。

(5) 純資産1,000万円以上の株式会社若しくは正味財産1,000万円以上の法人又はこれらに準ずる者であること。

(6) 法人の設立の日から当該入札の日まで3年を経過している者であること。

(7) 福島県内に事業所を有する者であって、自動車の販売若しくは整備又は自動車の

保管場所の確保等に関する法律（昭和37年法律第145号）第4条第1項の書面の交付の申請の代理を業としていない者であること。

- (8) 仕様書に定める業務内容を公正かつ的確に遂行し得る者であること。

3 入札に参加する者に必要な資格の確認
入札に参加を希望する者は、所定の一般競争入札参加資格確認申請書に、2の(3)から(8)までに掲げる事項について証明できる書類を添付して、平成21年3月13日（金）午後5時までに次に掲げる場所に提出し、当該入札に参加する者に必要な資格の確認を受けること。

郵便番号960-8686 福島県福島市杉妻町2番16号
福島県警察本部警務部会計課入札係
電話024-522-2151

4 契約条項を示す場所等

(1) 契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問い合わせ先 3に掲げる場所に同じ。

(2) 入札説明会の日時及び場所 平成21年3月3日（火）午前10時30分 福島県警察本部入札室（福島県福島市杉妻町5番75号）

(3) 入札及び開札の日時及び場所 平成21年3月24日（火）午後3時30分 (2)に掲げる場所に同じ。

(4) その他 郵便による入札は、認めない。

5 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金 入札に参加を希望する者は、入札金額の100分の3以上の額の入札保証金を納付しなければならない。ただし、財務規則第219条第1項各号のいずれかに該当する場合においては、入札保証金の全部又は一部の納付を免除する。

(2) 契約保証金 落札者は、契約金額の100分の5以上の額の契約保証金を納付しなければならない。ただし、財務規則第229条第1項各号のいずれかに該当する場において、契約保証金の全部又は一部の納付を免除する。

6 入札の無効

2の入札に参加する者に必要な資格のない者とした入札及び入札説明書において示す入札に関する条件等に違反した入札は、無効とする。

7 入札の効力

本件入札は、その契約に係る予算が可決され、平成21年4月1日以降で予算の執行が可能となったときに、入札の効力が生じる。

8 その他

(1) 入札方法 入札書には、自動車保管場所現地調査業務1件当たりの単価に予定数量を乗じて得た額を記載すること。
なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

(2) 落札者の決定方法 予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

- (3) 契約書作成の要否 要
(4) その他 詳細は、入札説明書による。

(会 計 課)

福島県警察本部公告第9号

県北方部交通信号機等保守業務の委託について、次のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「施行令」という。）第167条の6第1項及び福島県財務規則（昭和39年福島県規則第17号。以下「財務規則」という。）第246条第1項の規定により公告する。
平成21年2月27日

福島県警察本部長 久 保 潤 二

1 入札に付する事項

(1) 件名及び数量 県北方部交通信号機等保守業務 一式
(2) 委託業務の仕様等 入札説明書及び県北方部交通信号機等保守要領（以下「保守要領」という。）による。

(3) 履行期間 平成21年4月1日から平成22年3月31日まで
(4) 履行場所 保守要領による。

2 入札に参加する者に必要な資格に関する事項
次に掲げる条件をすべて満足している者であり、かつ、当該入札に参加する者に必要な資格の確認を受けた者であること。

(1) 施行令第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。

(2) この公告の日から入札の日までの間に福島県から入札参加資格制限措置又は指名停止を受けていない者であること。

(3) 競争入札の方法により工事請負契約等を締結しようとする場合における当該入札に参加する者に必要な資格等を定める件（昭和41年福島県告示第59号）別表に掲げる工事等種別の「電気設備工事」の入札参加有資格者として認定されている者であつて、A等級又はB等級に格付けされているものであること。

(4) 保守要領に合致した業務又は交通信号機の設置工事若しくは改良工事の履行実績があり、かつ、保守要領に合致した業務を確実に履行できる者であること。

(5) 福島県福島警察署、福島県福島北警察署、福島県桑折警察署、福島県伊達警察署、福島県川俣警察署又は福島県二本松警察署の管轄区域内のいずれかに本店、支店又は営業所を有する者であること。

3 入札に参加する者に必要な資格の確認
入札に参加を希望する者は、所定の一般競争入札参加資格確認申請書に、2の(4)の履行実績及び2の(5)に掲げる事項について証明できる書類を添付して、平成21年3月11日（水）午後5時までに次に掲げる場所に提出し、当該入札に参加する者に必要な資格の確認を受けること。

郵便番号960-8686 福島県福島市杉妻町2番16号
 福島県警察本部警務部会計課入札係
 電話024-522-2151

4 契約条項を示す場所等

(1) 契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問い合わせ先 3に掲げる場所と同じ。

(2) 入札及び開札の日時及び場所 平成21年3月23日(月)午前10時 福島県警察本部入札室(福島県福島市杉妻町5番75号)

(3) その他 郵便による入札は、認めない。

5 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金 入札に参加を希望する者は、入札金額の100分の3以上の額の入札保証金を納付しなければならない。ただし、財務規則第249条第1項各号のいずれかに該当する場合には、入札保証金の全部又は一部の納付を免除する。

(2) 契約保証金 落札者は、契約金額の100分の5以上の額の契約保証金を納付しなければならない。ただし、財務規則第229条第1項各号のいずれかに該当する場合には、契約保証金の全部又は一部の納付を免除する。

6 入札の無効

2の入札に参加する者に必要な資格のない者とした入札及び入札説明書において示す入札に関する条件等に違反した入札は、無効とする。

7 入札の効力

本件入札は、その契約に係る予算が可決され、平成21年4月1日以降で予算の執行が可能となったときに、入札の効力が生じる。

8 その他

(1) 入札方法 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

(2) 落札者の決定方法 予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(3) 契約書作成の要否 要

(4) その他 詳細は、入札説明書による。

(会 計 課)

福島県警察本部公告第10号

県南方部交通信号機等保守業務の委託について、次のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号。以下「施行令」という。)第167条の6第1項及び福島県財務規則(昭和39年福島県規則第17号。以下「財務規則」という。)第246条第1項の規定により公告する。

平成21年2月27日

福島県警察本部長 久 保 潤 二

1 入札に付する事項

(1) 件名及び数量 県南方部交通信号機等保守業務 一式
 (2) 委託業務の様態等 入札説明書及び県南方部交通信号機等保守要領(以下「保守要領」という。)による。

(3) 履行期間 平成21年4月1日から平成22年3月31日まで

(4) 履行場所 保守要領による。

2 入札に参加する者に必要な資格に関する事項
 次に掲げる条件をすべて満足している者であり、かつ、当該入札に参加する者に必要な資格の確認を受けた者であること。

(1) 施行令第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。

(2) この公告の日から入札の日までの間に福島県から入札参加資格制限措置又は指名停止を受けていない者であること。

(3) 競争入札の方法により工事請負契約等を締結しようとする場合における当該入札に参加する者に必要な資格等を定める件(昭和41年福島県告示第59号)別表に掲げる工事等種別の「電気設備工事」の入札参加有資格者として認定されている者であつて、A等級又はB等級に格付けされているものであること。

(4) 保守要領に合致した業務又は交通信号機の設置工事若しくは改良工事の履行実績があり、かつ、保守要領に合致した業務を確実に履行できる者であること。

(5) 福島県郡山警察署、福島県郡山北警察署、福島県本宮警察署、福島県須賀川警察署、福島県白河警察署、福島県石川警察署、福島県柳倉警察署、福島県三春警察署又は福島県小野警察署の管轄区域内のいずれかに本店、支店又は営業所を有する者であること。

3 入札に参加する者に必要な資格の確認

入札に参加を希望する者は、所定の一般競争入札参加資格確認申請書に、2の(4)の履行実績及び2の(5)に掲げる事項について証明できる書類を添付して、平成21年3月11日(水)午後5時までに次に掲げる場所に提出し、当該入札に参加する者に必要な資格の確認を受けること。

郵便番号960-8686 福島県福島市杉妻町2番16号

福島県警察本部警務部会計課入札係

電話024-522-2151

4 契約条項を示す場所等

(1) 契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問い合わせ先 3に掲げる場所と同じ。

(2) 入札及び開札の日時及び場所 平成21年3月23日(月)午前11時 福島県警察本部入札室(福島県福島市杉妻町5番75号)

(3) その他 郵便による入札は、認めない。

5 入札保証金及び契約保証金

- (1) 入札保証金 入札に参加を希望する者は、入札金額の100分の3以上の額の入札保証金を納付しなければならない。ただし、財務規則第219条第1項各号のいずれかに該当する場合においては、入札保証金の全部又は一部の納付を免除する。
- (2) 契約保証金 落札者は、契約金額の100分の5以上の額の契約保証金を納付しなければならぬ。ただし、財務規則第229条第1項各号のいずれかに該当する場合においては、契約保証金の全部又は一部の納付を免除する。
- 6 入札の無効
 - 2の入札に参加する者に必要な資格のない者とした入札及び入札説明書において示す入札に関する条件等に違反した入札は、無効とする。
- 7 入札の効力

本件入札は、その契約に係る予算が可決され、平成21年4月1日以降で予算の執行が可能となったときに、入札の効力が生じる。
- 8 その他
 - (1) 入札方法 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
 - (2) 落札者の決定方法 予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。
 - (3) 契約書作成の要否 要
 - (4) その他 詳細は、入札説明書による。

(会 計 課)

福島県警察本部公告第11号

会津方面交通信号機等保守業務の委託について、次のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「施行令」という。）第167条の6第1項及び福島県財務規則（昭和39年福島県規則第17号。以下「財務規則」という。）第246条第1項の規定により公告する。

平成21年2月27日

福島県警察本部長 久 保 潤 二

- 1 入札に付する事項
 - (1) 件名及び数量 会津方面交通信号機等保守業務 一式
 - (2) 委託業務の仕様等 入札説明書及び会津方面交通信号機等保守要領（以下「保守要領」という。）による。
 - (3) 履行期間 平成21年4月1日から平成22年3月31日まで
 - (4) 履行場所 保守要領による。
- 2 入札に参加する者に必要な資格に関する事項

次に掲げる条件をすべて満足している者であり、かつ、当該入札に参加する者に必

要な資格の確認を受けた者であること。

- (1) 施行令第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。
 - (2) この公告の日から入札の日までの間に福島県から入札参加資格制限措置又は指名停止を受けていない者であること。
 - (3) 競争入札の方法により工事請負契約等を締結しようとする場合における当該入札に参加する者に必要な資格等を定める件（昭和41年福島県告示第59号）別表に掲げる工事等種別の「電気設備工事」の入札参加有資格者として認定されている者であつて、A等級又はB等級に格付けされているものであること。
 - (4) 保守要領に合致した業務又は交通信号機の設置工事若しくは改良工事の履行実績があり、かつ、保守要領に合致した業務を確実に履行できる者であること。
 - (5) 福島県会津若松警察署、福島県猪苗代警察署、福島県喜多方警察署、福島県会津坂下警察署、福島県会津美里警察署又は福島県南会津警察署の管轄区域内のいずれかに本店、支店又は営業所を有する者であること。
- 3 入札に参加する者に必要な資格の確認

入札に参加を希望する者は、所定の一般競争入札参加資格確認申請書に、2の(4)の履行実績及び2の(5)に掲げる事項について証明できる書類を添付して、平成21年3月11日（水）午後5時までに次に掲げる場所に提出し、当該入札に参加する者に必要な資格の確認を受けること。

郵便番号960-8686 福島県福島市杉妻町2番16号
 福島県警察本部警務部会計課入札係
 電話024-522-2151
 - 4 契約条項を示す場所等
 - (1) 契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問い合わせ先 3に掲げる場所に同じ。
 - (2) 入札及び開札の日時及び場所 平成21年3月23日（月）午後1時30分 福島県警察本部入札室（福島県福島市杉妻町5番75号）
 - (3) その他 郵便による入札は、認めない。
 - 5 入札保証金及び契約保証金
 - (1) 入札保証金 入札に参加を希望する者は、入札金額の100分の3以上の額の入札保証金を納付しなければならない。ただし、財務規則第219条第1項各号のいずれかに該当する場合においては、入札保証金の全部又は一部の納付を免除する。
 - (2) 契約保証金 落札者は、契約金額の100分の5以上の額の契約保証金を納付しなければならぬ。ただし、財務規則第229条第1項各号のいずれかに該当する場合においては、契約保証金の全部又は一部の納付を免除する。
 - 6 入札の無効
 - 2の入札に参加する者に必要な資格のない者とした入札及び入札説明書において示す入札に関する条件等に違反した入札は、無効とする。
 - 7 入札の効力

本件入札は、その契約に係る予算が可決され、平成21年4月1日以降で予算の執行

が可能となったときに、入札の効力が生じる。

8 その他

- (1) 入札方法 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
- (2) 落札者の決定方法 予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。
- (3) 契約書作成の要否 要
- (4) その他 詳細は、入札説明書による。

(会 計 課)

福島県警察本部公告第12号

浜通り方部交通信号機等保守業務の委託について、次のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「施行令」という。）第167条の6第1項及び福島県財務規則（昭和39年福島県規則第17号。以下「財務規則」という。）第246条第1項の規定により公告する。

平成21年2月27日

福島県警察本部長 久 保 潤 二

1 入札に付する事項

- (1) 件名及び数量 浜通り方部交通信号機等保守業務 一式
 - (2) 委託業務の仕様等 入札説明書及び浜通り方部交通信号機等保守要領（以下「保守要領」という。）による。
 - (3) 履行期間 平成21年4月1日から平成22年3月31日まで
 - (4) 履行場所 保守要領による。
- 2 入札に参加する者に必要な資格に関する事項
- 次に掲げる条件をすべて満足している者であり、かつ、当該入札に参加する者に必要な資格の確認を受けた者であること。
- (1) 施行令第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。
 - (2) この公告の日から入札の日までの間に福島県から入札参加資格制限措置又は指名停止を受けていない者であること。
 - (3) 競争入札の方法により工事請負契約等を締結しようとする場合における当該入札に参加する者に必要な資格等を定める件（昭和41年福島県告示第59号）別表に掲げる工事等種別の「電気設備工事」の入札参加有資格者として認定されている者であつて、A等級又はB等級に格付けされているものであること。
 - (4) 保守要領に合致した業務又は交通信号機の設置工事若しくは改良工事の履行実績があり、かつ、保守要領に合致した業務を確実に履行できる者であること。
 - (5) 福島県いわき中央警察署、福島県いわき東警察署、福島県いわき南警察署、福島

県南相馬警察署、福島県富岡警察署、福島県浪江警察署又は福島県相馬警察署の管轄区域内のいずれかに本店、支店又は営業所を有する者であること。

3 入札に参加する者に必要な資格の確認

入札に参加を希望する者は、所定の一般競争入札参加資格確認申請書に、2の(4)の履行実績及び2の(5)に掲げる事項について証明できる書類を添付して、平成21年3月11日（水）午後5時までに次に掲げる場所に提出し、当該入札に参加する者に必要な資格の確認を受けること。

郵便番号960-8686 福島県福島市杉妻町2番16号
 福島県警察本部警務部会計課入札係
 電話024-522-2151

4 契約条項を示す場所等

(1) 契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問い合わせ先 3に掲げる場所に同じ。

(2) 入札及び開札の日時及び場所 平成21年3月23日（月）午後2時30分 福島県警察本部入札室（福島県福島市杉妻町5番75号）

(3) その他 郵便による入札は、認めない。

5 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金 入札に参加を希望する者は、入札金額の100分の3以上の額の入札保証金を納付しなければならない。ただし、財務規則第249条第1項各号のいずれかに該当する場合においては、入札保証金の全部又は一部の納付を免除する。

(2) 契約保証金 落札者は、契約金額の100分の5以上の額の契約保証金を納付しなければならない。ただし、財務規則第229条第1項各号のいずれかに該当する場合においては、契約保証金の全部又は一部の納付を免除する。

6 入札の無効

2の入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札及び入札説明書において示す入札に関する条件等に違反した入札は、無効とする。

7 入札の効力

本件入札は、その契約に係る予算が可決され、平成21年4月1日以降で予算の執行が可能となったときに、入札の効力が生じる。

8 その他

- (1) 入札方法 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
- (2) 落札者の決定方法 予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。
- (3) 契約書作成の要否 要
- (4) その他 詳細は、入札説明書による。

福島県人事委員会

福島県人事委員会告示第一号

口頭により開示請求を行うことができる個人情報等を定める件（平成十八年福島県人事委員会告示第二号）の一部を次のように改正する。

平成二十一年二月二十七日

福島県人事委員会

委員長 新城 希子

(抄 平 報)

一の表中

一 第一次試験 ア 教養試験及び論文試験の得点及び適否 イ 選択科目試験の得点 ウ 総合順位及び総合得点	一 第一次試験 ア 教養試験及び論文試験の得点及び適否 イ 選択科目試験の得点 ウ 総合順位及び総合得点 二 第二次試験 ア 口述試験の得点及び適否 イ 適性検査、体力検査、身体検査（測定方式）及び身体検査（持参方式）の適否 ウ 総合順位及び総合得点
---	--

を

一 第一次試験 ア 教養試験、専門試験及び論文試験の得点及び適否 イ 総合順位及び総合得点 二 第二次試験 ア 口述試験の得点	一 第一次試験 ア 教養試験、専門試験及び論文試験の得点及び適否 イ 総合順位及び総合得点 二 第二次試験 ア 口述試験の得点 イ 適性検査、体力検査、身体検査（測定方式）及び身体検査（持参方式）の適否 ウ 総合順位
---	--

に改め、平

成二十一年四月一日以降に合格者を発表する試験から適用する。

(採用給与課)

二 第二次試験 ア 口述試験の得点及び適否 イ 適性検査、体力検査、身体検査（測定方式）及び身体検査（持参方式）の適否 ウ 総合順位及び総合得点

イ 適性検査、体力検査、身体検査（測定方式）及び身体検査（持参方式）の適否 ウ 総合順位
